

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和6年9月11日

午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、8番、石澤議員、9番、桂川議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議案第60号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狹町長） おはようございます。

ただいま上程いただきました、議案第60号「教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて」、その提案理由と内容を説明いたします。

現在、厚岸町は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、4人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち成澤幸恵委員の任期が、本年10月22日をもって満了いたします。

つきましては、同法第4条第2項の規定に基づき、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化について識見を有する同氏を、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目23番地。

氏名、成澤幸恵。

生年月日、昭和54年1月29日であります。

また、成澤氏の学歴、職歴については、次のページに記載しておりますので、参考にご供してください。

なお、任期は、同法第5条第1項の規定により、本年10月23日から令和10年10月22日までの4年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださるようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第3、議案第61号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第61号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、提案理由とその内容の説明を申し上げます。

北海道後期高齢者医療広域連合につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、北海道内の全ての市町村が加入する広域連合として、後期高齢者医療の被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を行っている組織であります。

議案書14ページをご覧ください。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することの協議について、同法291条の11条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布、このうちマイナンバーカードと健康保険証を一体化するための高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が令和6年12月2日から施行されることとなりました。

これに伴い、現行の被保険者証が廃止となるため、関係市町村が行う事務について定めている規定を削除することと、併せて広域連合の処理する事務についても規定の変更を行うものであります。

変更の内容については、別に配付しております議案第61号説明資料、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第61号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてくだ

さい。

第4条は、広域連合の処理する事務と市町村が行う事務を別表第1に定めている規定であります。現行の広域連合の処理する事務は、項目分けにより事務内容を列記していますが、広域連合の処理する事務は、既に高齢者の医療の確保に関する法律及び同施行規則により規定されているため、法律等に規定する事務を引用した規定に改めるものと、関係市町村の事務を規定しているただし書について削除する変更です。

第19条第2項の前に、別表第1についてご説明いたします。別表第1は第4条のただし書に規定されている関係市町村の事務を列記しているもので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に規定されている市町村が行う事務です。現行の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証及び資格証明書に関する規定を改める必要がありますが、関係市町村の事務については高齢者の医療の確保に関する法律施行令に規定されているほか、広域連合の通知等により事務を行っているため、この際、全ての規定を本規約から削除しようとするもので、令和6年12月2日以降の事務は、令和6年12月2日に施行される改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令と、これまでと同様に広域連合の通知等により、関係市町村の事務を行うことになります。

次に第19条第2項と別表第2の変更は別表第1を削除したことによる字句の整理であります。

議案書14ページにお戻りください。

附則であります。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と変更内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第62号 新たに生じた土地の確認について、議案第63号 町の区域の変更について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第62号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第63号「町の区域の変更について」、提案内容をご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

議案第62号「新たに生じた土地の確認について」でございます。

本件は、国が実施する厚岸地区特定漁港漁場整備事業計画に基づく、第3種厚岸漁港の物揚場の建設工事を施工する上で必要となった公有水面の埋立てについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道より意見を求められ、同法第4項の規定により、平成30年12月の定例会において議会の議決を得て、異議のないことを答申し、建設工事が進められてまいりました。

このたび、国より北海道に対して工事竣工の通知がされ、これが受理され、厚岸町へ通知がありましたので、これに伴い、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。確認地の所在は、厚岸郡厚岸町若竹1丁目5番及び7番に隣接する公有水面埋立地、面積は1,051.11平方メートル、所有者は、国であります。

16ページをご覧ください。

位置図であります。図面中央部分の円で囲った部分、厚岸漁港内です。

17ページをお開きください。

所在図であります。図面中央で、太線で囲んだ部分が埋立区域です。

18ページをご覧ください。

求積図であります。①から⑧の点を順次結び、最後に①に戻った太線で囲まれた区域が埋立部分であり、新たに生じた土地となります。なお、AからAダッシュ部分の埋立の断面図を図面の右側下部に示しております。

埋立区域の面積であります。1,051.11平方メートルとなります。図面左側下部に求積図を示しており、座標法により計算したものであります。

次に議案第63号「町の区域の変更について」でございます。

議案書19ページをお開き願います。

変更しようとする町の区域は、議案第62号で説明した厚岸地区特定漁港漁場整備事業計画による、第3種厚岸漁港建設工事に伴い、公有水面を埋立したことによる、新たに生じた土地を本町の区域に編入するため、町の区域を変更するものであり、変更するに当たり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。町の名称は、厚岸郡厚岸町若竹1丁目。変更する町の区域は、編入する公有水面埋立地として、厚岸郡厚岸町若竹1丁目5番及び7番に隣接する公有水面埋立地、面積1,051.11平方メートルです。

位置図、所在図、求積図は、議案第62号で説明したとおりです。

以上、簡単な説明ですが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い

い申し上げます。

- 議長（大野議員） はじめに、議案第62号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第63号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第5、議案第64号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第64号「損害賠償の額を定めることについて」、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書20ページをご覧ください。

排雪作業中の事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町真栄2丁目127番地、株式会社北洋銀行厚岸支店であります。

2、事故の概要であります、令和6年2月19日午前4時頃、真栄2丁目113番地付近において、建設課土木作業員が、職務上、町有車両で排雪作業を行っていた際、操作を誤り、相手方所有のガードフェンスに接触し、当該ガードフェンスを破損した事故であります。

なお、過失割合は、町が100％であります。

3、損害賠償額であります、13万円であります。

車両の操作に当たりましては、細心の注意を払っておりましたが、不注意が原因で事故を起こしてしまいましたことを大変申し訳なく反省しているところであります。

幸いにして大きな事故には至りませんでした、今後については再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 事故そのもの、損害賠償の額云々については、何も申し上げる気はございません。ただ、1点ちょっと気になるのでお聞きしたいのですが、議案第64号の相手方が株式会社北洋銀行ではなくて、北洋銀行厚岸支店となっているのが、どういうわけでしょう。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時32分再開

●議長（大野議員） 再開します。

ただいまの議案第64号については、後回しとします。

引き続き、次、第65号から進めてまいりたいと思います。

●議長（大野議員） 日程第6、議案第65号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第65号「損害賠償の額を定めることについて」、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書21ページをご覧ください。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方は、厚岸郡厚岸町上尾幌647番地、小原和美氏であります。

2、事故の概要であります。令和6年5月23日午後1時20分頃、上尾幌3番地、厚岸町きのこ菌床センター敷地内において、水産農政課きのこ菌床センター職員が、職務上町有車両でコンテナを運搬し右折したところ、当該コンテナが駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の前方右側を破損したものであります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額は、金49万3,878円であります。

車両の操作に当たりましては、細心の注意を払っておりましたが、不注意が原因で事故を起こしてしまったことを大変申し訳なく反省しているところでございます。再発防止に向け、今後とも徹底した指導を行ってまいりたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第7、議案第66号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） ただいま上程いただきました、議案第66号「損害賠償の額を定めることについて」、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町住の江1丁目190番地、鈴木康彦氏であります。

2、事故の概要であります。令和6年6月7日午前10時50分頃、厚岸町梅香2丁目1番地、厚岸町社会福祉センター駐車場内において、教育委員会生涯学習課情報館職員が、職務上、町有車両を運転し、情報館に帰館するため駐車していた公用車を転回しながら後進したところ、隣に駐車していた相手側車両に接触し、相手方車両の前方左側と町有車両の前方左側を破損した事故であります。

なお、町の過失割合は、100%であります。

3、損害賠償額であります。金23万8,788円であります。

安全運転を推進する立場の町職員が、このような事故を起こし、大変申し訳なく、反省しているところであります。幸いにして両者けがはありませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたくと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 毎回というわけでないけれども、過失割合100%、こういう賠償責任の問題が発生してきているということで、今のそれぞれ、今後、十分事故のないようにいたしますということでの結びなのですけれども、実態として予防策というのですか、職員のこういう事故防止のための対策というのはどうなっているのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

運行管理者の建設課長ということでございますので、お答えさせていただきます。

事故が起きた後、職員に対しましては、それぞれ今後事故を起こさないよう指導をしているところでございます。

また、職員に対しましては、メール等の周知は行っていないところですが、運転、公用車を借りる際に事故がないようにということで指導をしているところでございます。

また、土木作業員に対しましても、人事面談等において安全対策徹底を指示をしているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 事故は起こしたくて起こす人は誰もいないと思うのです。自分だって車の運転するわけですから、いつどこで何があるか分からない。けれども、毎度こういうふうに出てくる、やむを得ないとは私も思います。ですけれども、今言うように、毎回同じような説明なのです。事故もあるわけだから、ないように防止策のために、町としても職員の研修をすとか、具体的な対策を1年に1回は講習会やるとか、そういう方法も

検討すべきではないでしょうか。いかがですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変申し訳なく思っております。今後、再発防止については、今お話がありましたとおり、いろいろと徹底した指導をしていかなければならない、そのように考えておりますので、どういう方法があるものか、いろいろと検討しながら徹底してまいりたい。事故がないように、気持ちを、意識を高めていただくように、これからも職員は、やはり公僕としての意識がちょっと薄いような気がいたしますので、それも含めて今後指導してまいりたい、そのように考えますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 町長からそういう力強い、取り組むということなのですが、僕が発言したのは、講習というのですか。事故は起きると思うのです。起きてはほしくはないけれども、だから、どういう方法があるのか分からないけれども、事故防止のためにそういうエキスパートとか、そういうものを取り入れて講習会をすとか、そういう対策もひとつ喚起する、ただ口頭で気をつけなさいというだけではやはりまずいと思うのです。何かいい方法があれば、ちょっと研究をして取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほど答弁いたしましたとおりの内容ですが、そういうことでありますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。  
11番、杉田議員。

●杉田議員 今、南谷議員からご指摘があったとおり、僕もまずご指導をいただくことが必要だとは思っておりますけれども、それ以上に物理的に車にバックモニター、バックセンサーといったものを確実につけていただくことが最低限必要かと思ひます、今どき。皆さん、業務上一生懸命やられている話ですので、ほとんどの車は今、町有公用車についていないと思ひますけれども、最低限つけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今のバックモニターのご提案の件、ありがとうございます。確

かに今、公用車には、バックモニターはほぼついてございません。何台かありますけれども、ついていない状況でございます。バックモニター、後からつける方法等、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。すぐつけれるということはないかと思いますが、事故防止のための一つとして検討をさせていただきたいと思います。

申し訳ありません。

●議長（大野議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第8、議案第67号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第67号「工事請負契約の変更について」、提案内容をご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和5年12月8日、議案第95号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

変更内容は下記のとおりとなります。

1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。

4、請負金額、5,830万円から117万7,000円増額となる5,947万7,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はございません。

24ページをご覧願います。

参考といたしまして、工事概要と工期の変更前、変更後について記載しておりますが、いずれも内容に変更はございません。

このたびの請負金額の変更理由であります。労務単価の変更による増額に伴う請負金額の変更であります。

労務単価の変更につきましては、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定され、旧労務単価に比して、全職種、単純平均 5.9パーセント上昇した旨の通知が、本年2月27日付で北海道からありました。

国土交通省並びに北海道は、令和6年2月29日以前に契約した工事について、3月1日において工期の始期が到達していないものについては 労務単価に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議に応じることとしており、当町においても同様の取扱いにすると決定しているところです。

当該工事は、旧労務単価を適用し、昨年12月11日に契約し、本年3月11日からの工期としているため、受注者からの新労務単価に基づく契約に変更するため請負金額の変更の協議に応じることとしたことにより、労務単価が117万7,000円増額となることから、議会の議決を求めるものであります。

なお、25ページから26ページは、工事施工箇所を示した位置図、平面図などの図面となりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第9、議案第69号 町税条例及び厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、議案第69号「町税条例及び厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

議案書28ページをお開き願います。

国は、情報通信技術を活用し、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に資するよう、自治体情報システムの標準化及び共通化の取組を推進するため、令和3年9月1日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行いたしました。

これにより、地方公共団体で利用する情報システムについては、国が定めた標準化基準に適合したシステムの利用が義務づけされるとともに、同法に基づき定められた、地方公共団体情報システム標準化基本方針で、令和7年度末までに移行することが目標とされたところであります。

このたびの条例改正は、標準化基準に適合する新しい税の情報システムについて地方税法に準拠し、各税目の納期をそれぞれ4期としていること、また都市計画税は固定資産税と合わせて徴収することとしているため、当町で現在行っている個人町道民税、固定資産税、都市計画税の三つの町税を一つの納税通知書・納付書に併記し、6月から12月までの7期の納期で徴収する集合税方式での徴収ができなくなることから、税目ごとに納税通知書・納付書を発行する単税方式への移行と、税目ごとの納期をそれぞれ4期とする改正を行う必要が生じたものと、この改正に伴い規定の精査をしたところ、昭和30年の地方税法の改正の未改正部分の改正及び規定中の字句の整理を行うほか、このたびの改正に伴い不要となる町税の納期の特例に関する条例を廃止するため、本条例を制定するものであります。

また、本条例は、2条立ての構成とし、第1条は町税条例の一部改正、第2条は厚岸町都市計画税条例の一部改正とし、附則で町税の納期の特例に関する条例の廃止としておりますので、ご承知おきます。

なお、改正内容の説明については、別に配付している議案第69号説明資料、町税条例及び厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第69号参考資料1、地方税法抜粋、参考資料2、現行の納期と納期の改正案を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

1ページ、第1条は、町税条例の一部改正であります。

個人の町民税の納期について規定している第31条の改正は、各号を削り、個人の町民税の納期を地方税法に準拠し、第4期の納期を翌年1月1日から同月25日までとするものであります。

第2号を削る改正は、過去の改正漏れによる法人の納期の規定を削る改正であります。法人の町民税の申告納付については、現行の地方税法及び法人税法によって、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内とされており、町税条例第33条の7にも同様に規定されております。

このことから、第2号の規定は、現行法と相違が生じている規定であり、昭和30年の地方税法の改正に合わせて行うべき、町税条例での改正における改正漏れであります。なお、課税事務に影響はございません。

これまでの条例改正において、改正することなく、長年において規定が残っていたことについて、お詫び申し上げます。

固定資産税の納期について規定している第53条の改正は、固定資産税の納期について、地方税法においては第1期を4月中、最終納期の第4期を2月としているところで

ありますが、当初賦課における償却資産の申告書の確認に時間を要することなどから、第1期を5月1日から同月25日までとし、現年度課税分の収納対策のために第4期を12月1日から同月25日までとするものであります。

なお、個人の町民税の納期と固定資産税の納期は、この二つの税の納期が重ならないように配慮しております。

第3項は、地方税法第364条第10項及び第702条の8第1項の規定により、固定資産税と都市計画税を併せて徴収することとするため、地方税法第362条第2項の規定に合わせる改正であります。

第4項は、字句の整理であります。

次に、2ページ、固定資産税の徴収の方法について規定している第54条の改正は、字句の整理であります。

続いて、第2条、厚岸町都市計画税条例の一部改正であります。

納期について規定している第5条の改正は、都市計画税の賦課徴収を固定資産税の賦課徴収と併せて行うこととするため、都市計画税の納期を第1条の固定資産税の納期に合わせる改正であります。

第2項は、字句の整理であります。

議案書にお戻りいただき、29ページをお開き願います。

附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するもので、来年度から実施したいと考えております。このほか、改正漏れを削る改正や字句の整理については、公布の日から施行するものであります。

第2項は、町道民税、固定資産税ごとに納税通知書、納付書を発行する単税方式への移行とそれぞれの税の納期を4期とする納期の変更を行うため、集合税方式及び7期の納期を規定している町税の納期の特例に関する条例を廃止とするものであります。

第3項は、経過措置で、この条例の規定は、この条例の施行の日以後に課した町税について適用し、施行日前に課した町税については、なお従前の例によるものとしてあります。

今回の改正は、長年親しんできました集合税方式を単税方式に切り替える改正となります。議決されましたら、広報等で周知を行うと同時に、丁寧な説明及び相談対応を行い、混乱が生じないようにしてまいります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第69号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 第1条の町税条例ですか、まず31条の（2）、別表のほうで記載して、ここで見させていただいたのですけれども、現行では（2）第16条第3項の者に対して課するものとありますが、これが先ほどの説明では、改正漏れによる法人の納期の規定を削るとの説明でございますが、よく分からないので、この内容について説明をしてください。

い。これが1点目です。

次に、第53条固定資産の納期の変更です。納期が4期の支払いが1か月ずれ、4月が5月1日に変更となります。また、第2条の都市計画条例も変更となります。それぞれのこの変更の根拠、それから内容について資料を頂きましたけれども、この資料に基づいて具体的に説明をしてください。

3点目です。管内の市町村の納期の状況について、分かる範囲で説明をしてください。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、31条の第2号を削る改正であります。この31条の第2号であります。第16条3号の者に課するものという規定があります。この第16条3号と言いますのは、町内に事業所または事務所を有する法人、この法人に対して課するもの、これは法人町民税になりますが、この納期が6月1日から同月30日までという規定がここに記載されておりますが、これが残っておりました。現行法で言いますと、地方税法及び法人税法によって、この町内に事務所・事業所を有する法人につきましては、各事業年度の終了日から2か月以内に申告をなささいという申告納付であります。ですので、現在の法令とは乖離しているこの規定が残っていたのですが、我々もこの規定は一体どうしてこういう規定になったかということ、地方税法の制定時からずっと調べてまいりました。そうすると、昭和30年の改正までは、法人については6月に納めなさいという規定が残っておりました。ですので、このときに本来で言いますとこの第2号の規定を削らなければいけなかったのですが、厚岸町においては、昭和30年の規定を削るということをして漏らして、これまでずっと残っていたものということでございます。

それから、固定資産税の納期の変更についてでありますけれども、地方税法においては、まず第1期は4月となっております。こちらの都市計画税も4月なのでありますが、我々もこの4月、地方税法に準拠したいと思って、4月に納期を持っていけるかという検討もさせていただきましたが、実は固定資産税には償却資産という部分もありまして、その償却資産の提出期日というものが1月31日なのですが、実際のところ1月31日までに提出があるのは、去年の数字で言いますと59%。その後に2月中であっても、2月中までに申請があるものが73%ほどであって、7割程度しか申請がされない状況で、そのほかの方は、3月15日の確定申告に合わせて提出する方もかなりいるもので、償却資産の課税資料が集まるのがどうしても3月いっぱいかかってしまうと。そうすると、4月に納期を持ていきますと、4月1日にはもう納付書を発行しなければいけないので、どうしても課税が間に合わないということもありますので、まず固定資産税と都市計画税の納期につきましては、4月ではなくて1か月遅く5月にさせていただきたいということで、5月にさせてもらっております。

それから、管内の状況でありますけれども、まず釧路市におきましては、市町村民税は、6月、8月、10月、1月、固定資産税につきましては、5月、7月、9月、12月と、今回、厚岸町で上程させてもらった内容と同様の月になっております。それから、釧路

町、浜中町、標茶町、弟子屈町、白糠町におきましては、町道民税につきましては、6月、8月、10月、12月、固定資産税については、5月、7月、9月、11月と、厚岸町の提案よりも1か月早いような形になっております。また、鶴居村につきましては、町道民税、固定産税ともに、納期が6月、8月、10月、12月となっておりまして、

以上です。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、管内の状況なのですが、今言っているように4か月ですよ。4回、大体。それも現状としては、既に、これから厚岸が変更しようとする状況にもう既になっていると。こういう理解でよろしいのでしょうか。その辺の確認をしたい。

それから、令和7年度から変更になるわけですが、今まではこの徴収方法の決まりからいくと12月いっぱいまで切れてました。今度は1月までと1か月ずれます。年がずれるというか、そのことによって、全員ではないと思いますが、町民の方は、年内に支払いが終わる方もいるだろうし、翌年に払っている方も実際にはいるかもしれないけれども、この1か月のずれによって町民にどんな影響が出るのかと、この辺がちょっと気になりました。この辺について分かる範囲で教えていただきたい。

さらに、令和7年度から変更になるわけですが、町民は、長年、現行の定めに従って、期日に従って支払う方法を、それぞれ家庭なり事業所は払っているわけです。それぞれだと思っておりますけれども、頭で染み込んでいるというか、支払い期日というものずっと長年、現行のままでやってきたわけですが、これを変えるということについては、きちんと納期の期日を明記したもの、都市計画税、それからこの二つの支払わなければならないものの納期の変更について図表を配布するとか、詳しい図表、どういうものがあるのか、町民が見て、今までと今度はこう変わるというものをきちんと親切な対応が望まれると思うのですが、どのようにされますか。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず1点目の管内の状況であります、管内で厚岸町だけが集合税方式をしてまして、6月から12月の7期にしておりますが、他の自治体はもう既にこの集合税方式というのもやっていなくて、反対に厚岸町がやっていたのが珍しいほうなのでは、そういうこともありますので、他の自治体はもう初めから4期でありますので、今回特に改正というのではないと思われまして。

それから個人町民税の第4期が1月にずれ込むことによっての影響でございますが、町民の方はこれまで12月までにお支払いしていた。それが12月に1期遅れますけれども、それについては町民の方には不利益というものはないと思っております。我々も12月の納期が1月にずれますが、それについては地方税法に準拠しているものでありますし、収納対策も十分、その後2か月ありますので、行っていけるということもあ

りますので、特に支障はないものと考えております。

それから、今まで長年、町民の方が親しんでいたこの納期を変えるということに対しまして、私もその住民周知が一番大切ではないかと思っております。なるべく早く広報等で周知をしたいと考えておりますし、実は全国には厚岸町みたいにこの集合税方式をやっている、来年度からとか、または令和8年度から改正するという自治体も多くあります。そういうところの広報等も参考にさせてもらいながら、町民が分かりやすいような広報、これを一度ではなくてできれば複数回、広報周知をしてまいりたいと思っておりますし、またホームページにおいても分かりやすいホームページを作っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今回は改正します。厚岸町独自でも、賛否両論あると思うのです、町民にとっては。少しずつ払えるもの、負担がなくていいという方もいると思う。4回に分ければそれだけ大きく払わなくてもいい、少なく払ったほうがいい。これ、改正はまず国の法律に基づいて今回やるのか、厚岸町としてどういう考え方でここに来るのか、この辺についてはっきり僕理解できないものですから、何で今ここで国の法律に基づいて改正をするのか、それとも4回にすることが事務の処理上いいのか、この辺も含めて、はっきり説明をしてください。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず地方税法、国の法律における納期なのですが、地方税法においては、はじめから4期という決まりがあります。ただ、厚岸町においては、納期の特例条例というのを設けて、地方税法の納期とは違う7回に規定をしていたわけでもありますけれども、このたび国で地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というものが令和3年9月1日に施行されました。これによって、役場で使う情報システム、コンピューターについては、その標準化仕様を使いなさいということになりまして、その標準化仕様ではカスタマイズがほぼできなくて、7期という納期が設定できない仕様になっております。そこで、うちの厚岸町も全国の他の自治体と同様に各税目を4期にする納期を設けなければ、そのシステムでは、コンピューターでは事務を行っていけないということがありましたので、今回、国のほうでは令和7年度末までに移行をなさいと言っておりますので、厚岸町は1年早く令和7年度4月1日にその準備をしてまいりたいということでございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

- 議長（大野議員） 再開いたします。

- 議長（大野議員） ただいま、町長のほうから議案第64号について、事件の訂正請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定いたしました。

- 議長（大野議員） 追加日程、事件の訂正請求書を議題といたします。事件の訂正請求の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（堀部課長） 議案第64号「損害賠償の額を定めることについて」、先ほど貴重な時間をいただきまして大変申し訳ございませんでした。

相手方の訂正が間違っておりましたので、このたび訂正をさせていただきたいと思います。

まず訂正前の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町真栄2丁目127番地、株式会社北洋銀行厚岸支店。訂正後につきましては、札幌市中央区大通西3丁目7番地、株式会社北洋銀行であります。

このたびの間違いでございますが、私ども、損害賠償に関する請求ということで、北洋銀行厚岸支店とやり取りを行っていたところでございますが、本件につきましては、損害賠償の相手先としましては厚岸支店ではなく、北洋銀行本店ということでございま

すので、改めて訂正をさせていただきたいと思います。

以上、説明は終わりますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

2 番、室崎議員。

●室崎議員 あえて苦言を呈させていただきます。言うまでもないことだと言わないで、聞いていただきたい。

役場の職員は、町長は別として、理事者は別として、職員は皆、公務員です。公務員試験に合格なさった人たちですよ。その公務員試験のときには、法律問題もきちんと勉強しているわけでしょう。

それで、こういう今、間違いという言葉で言っていたけれども、これは法律関係においては、本当の基礎の基礎、イロハのイです。権利というものの関係はどうなっているのか、権利の主体というものがあって、それから権利の客体というものがある。それを結ぶものとして権利というものがある。こういう図式です。

権利の主体というのは人だけです。人には2種類あって、自然人と法人があります。ここでは、損害賠償の相手方は法人なわけです。法人というのは、それ自身が動いて、字を書いたり何だりできませんから、必ずその機関、私の習った説では代理人に擬制した、法的には代理人であるという機関がそれを行います。それがたまたま厚岸支店の支店長だったりすることもあるわけです。けれども権利の主体というのはどこまでも、人格を持ってなければなりませんから、北洋銀行という法人になるわけでしょう。というようなことをきちんと踏まえないで実務を行っていると、こういう間違いが出てくる。だから、これ自身は些末なことなのだけれども、実は根に大きなものを持っているおそれがある。そのことを指摘しておきます。

もう一度、本当のイロハのイ、ABCのA、そういう法律関係の根っこの部分、それについては、どうか胸に手を当てて真摯に反省して、きちんと勉強し直していただきたい。そのことはお願いしておきます。

それで、訂正できちんとなりましたので、それ以上私が申し上げることはありません。よろしくお願いします。

いかがでしょう。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） このたびの提案に対しまして、瑕疵があったということは大変重く思って受け止めます。

常に職員は、どの部署におきましても法的には専門家なのです。ですから、そういう中で、いろいろと法というのは確かに大事です。法治国家としては当然のことです。しかし、単純といたら申し訳ありません。法的にそういうことを発言するということは、事実がそうだったものですから。というのは、今回の経緯につきましては、先

ほど担当課長から説明があったとおり、取引の相手しか考えていない。そういうことでこういうことになったわけです。

やはり、正式な法人格としての名称、これを再確認すべきだったと思いますので、その点、今後ないように、それぞれの専門職としてご理解をいただくように、少し、まずは指摘のとおりでありますので、ご理解をいただければと思っております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（発言する者あり）

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

●議長（大野議員） 再開します。

●議長（大野議員） 質疑がなければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第10、議案第70号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。会計管理者。

●会計管理者（塚田会計管理者） ただいま上程いただきました、議案第70号「厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容について説明申し上げます。

議案書30ページをお開き願います。

厚岸町手数料条例に規定する事務については、役場庁舎または湖南地区出張所の窓口での交付等のほか、町が指定した郵便局やコンビニエンスストア等の多機能端末機による交付を行っております。

また、この手数料の徴収については、これまでの間、多様化する支払方法に対応していくため、スマートフォン等によるアプリ決済の一つを利用可能にし、各種証明書の交付等を受けようとする方の利便性の向上に努めてまいりましたが、クレジットカード、電子マネー、コード決済など多様化する現金を用いない指定納付受託者制度を利用した支払方法、いわゆるキャッシュレス決済を拡充し、利用者の利便性の向上を図るため本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、議案書より行わせていただきますが、別に議案第70号説明資料、厚岸町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表及び参考資料として関係法令抜粋を配付しておりますので、併せてご参照願います。

手数料徴収の時期等を規定する第3条の改正は、これまでの現金に限った徴収手段から多様化する徴収方法に対応するため、改正後は手数料を徴収する事務についての申請等があった際、当該申請等を行った者から手数料を徴収とするものであります。

手数料の減免について規定している第5条の改正は、多機能端末機を利用する場合は、減免に係る審査を行うことができないため、減免を行わないとする例外規定を追加するものであります。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 私は本条例の改正に賛成に意を示すものでございますが、その上で何点かお尋ねをさせていただきます。

まず第3条。3条では、今の説明ですと現金が削除されますが、この理由を具体的に説明をしてください。まずこれが1点目でございます。

次に第5条です。コンビニで交付のときは、（1）から（4）、一番下の左側に書いてあるのですけれども、この人たちの対象判別がつかず、減免措置ができなくなるので、条文のただし書に追加をしたと理解して、それでよろしいでしょうか。これがまず2点目でございます。

それから、対象者の人たちがほど実際には、減免の対象にならない人ほど不自由でコンビニの利用を望まれると思いますが、本当に残念だと思います。そこでお尋ねをするのですが、本町の実態でございます。まず湖北地区の今の現状、それから糸魚沢、尾幌、上尾幌の現在の状況について説明をしてください。

●議長（大野議員） 会計管理者。

●会計管理者（塚田会計管理者） お答えいたします。

まず一つ目の3条の改正に関しまして、現金をもってというところを今回の規定からなくしますが、現在の規定ではお客様から見た支払い方法が現金に限られておりますが、今、デジタル技術がいろいろ進歩しておりまして、先ほど申し上げましたとおり、クレジットカードや電子マネーなどを使った支払いというのも支払い方法が多様化しておりますので、それに対応するために現金という支払い方法を限った規定を削除しようとしているものであります。

もう一つ、第5条の改正に関しましては、議員おっしゃるとおり、最初の説明でも申し上げましたとおり、減免の対象かどうかという判別が難しいので、コンビニ等での多機能端末機を利用した場合は、減免が申し訳ないのですができかねるということで、ただし書を追加したものでございます。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 私からは、対象者の方ほど不自由で、コンビニの利用を希望されるといったような状況の中での町内の実態についてご説明いたします。

まず、このたびただし書で追加させていただいた部分については、多機能端末を利用する場合の審査を行うことができない場合の減免の例外規定を追加したものでございますが、この多機能端末自体につきましては、全国のコンビニエンスストアで交付ができるといったような内容でありますし、当然、交付の対象になる方というのは、マイナンバーカードをお持ちの方ということになります。ですから、湖北地区、糸魚沢、尾幌、上尾幌という個別の地区の現状につきましては、個々の方が厚岸町外でもコンビニエンスストアの多機能端末があれば交付が可能ですので、地区別のそういう現状というのは、正直、押さえてはおりません。

ただ、上尾幌地区については、ちょっと話がずれますが、多機能端末とは別に郵便局での交付も令和4年度から実施しているという実態はございます。

以上でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 議長、広がるのですけれども、コンビニの利用状況の説明を求めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

●議長（大野議員） あまり広がらないということをお願いします。

●南谷議員 ありがとうございます。

令和5年4月1日から、コンビニの印鑑証明と住民票の発行が始まりました。非常に私が気になるのは、町全体の取扱いとコンビニの取扱い状況、この状況はどうなってい

るのか、この1年経過して。まずこの実態について説明をしてください。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 現在の取扱い状況につきまして、令和5年度の方で説明させていただきます。

印鑑証明につきましては、令和5年度で2,307件ございました。そのうち、コンビニ交付を行った件数が179件ございました。

次に、住民票の交付件数でございますが、年間通じまして3,298件中、コンビニ交付が280件という実績数字が出てございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今回の改正なのですけれども、（1）から（4）の対象の方々がコンビニで減免を受けられず、不利益のままであります。今後、国のほうなり、どんどん進歩するわけでございます。もし、将来改正するときは、速やかな対応をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

また、コンビニでの発行により料金を徴収するのですけれども、コンビニのシステムと、普通の窓口のシステムの現金のやり取りの順番が違います。実際には、コンビニでは、もらってからお金を払うとか、いろいろ違うと思うのです。この1年経過いたしました。コンビニでの利用というものが。会計管理上、窓口は町民課なのですけれども、会計管理上、窓口はこっちなののですけれども、お金管理しているのは、私の感覚では会計管理上の複雑化してくる。今まで1本だったものが今度2本になるわけでございます。この辺について、どのように問題がなかったのか、あったのか、どうなったのか、この辺について課題なりがあれば教えていただきたい。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） まず、前段のコンビニでの減免を受けられない場合の不利益のままであるといった中での今後の国等の改正に対応できるかどうかというご質問だったと思うのですけれども、早めに対応しなさいというご質問だと思うのですが、まずもって多機能端末自体が、そういう減免の対象であるかどうかを判断する機能がまずもって持ち合わせていないという部分で、まずその機能が充実しなければ、減免規定は改正はできずにこのままになっていくかということもありますが、この先、どういう技術の進歩があるか分かりませんけれども、そういった際には、当然速やかな条例の整備等を行ってまいるといったような考えでおります。

●議長（大野議員） 会計管理者。

●会計管理者（塚田会計管理者） お答えいたします。

後段についてなのですが、この手数料条例に関するもので、コンビニ交付が始まってから、実は出納室では、伝票の切り方が今までとは違うという事務処理が発生しておりますが、それに関しては、この手数料条例の事務に限った話ではなくて、そのほかのものでも若干処理工程が増えているという事実があります。デジタル化が進むとなぜか手でする処理が増えているという事実がありますが、そここのところも今後デジタル化できないかというところで出納室では検討しておりますことがまず一つと、それから先ほどおっしゃっていたお金の流れです。コンビニ等から厚岸町までお金が来るまでに最長2か月くらいかかる場合がありますけれども、この手数料条例に関する事務でいうと、件数が先ほど町民課長を申し上げた件数ですので、さほどそれが影響しているものはないというところが現状でございます。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

10番、堀議員。

●堀議員　減免のところで聞きたいのですが、多機能端末で交付を受けてもらうのに領収証というのが当然出ると思うのですが、その領収証を役場なりに持ってきたときにその手数料なりを減免の対象者、その下の1、2、3、4の対象であれば、返却をするということが可能ではないのかと思うのですが、この点についてはどうなのでしょう。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　お時間いただきまして、すみません。まずをもちまして、この手数料条例の考え方というか、実は第4条の規定、手数料の不還付という規定がございます。こちらにつきましては、既に納付した手数料は還付しないという内容の規定がございますので、支払った後に証明をいただいても還付はできないという今の規定になっております。さらにちょっと付け加えさせていただくと、令和元年から令和5年度中で窓口も含めた減免の申請というのは実はゼロ件でございます。国や北海道が公用で使う分についてはあらかじめ減免はできるのです、しておるのですが、町民の方が個人で使う分については5年遡った感じではゼロ件というような現状ではあるということはお伝えしておきます。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　仮にゼロ件であっても、今後発生することだって当然あるわけですから、ゼロ件だからといっていいのかという。4条では還付しないというのだけれども、だからその規定も変えればいいという話にならないのですか。減免を本来受けられる人が多機能端末だと受けられないから、その方についてはそれこそ同じようにただし書で減免をするとか、その場合戻し入れるのだということを規定すればいいだけの話ではないかと思うのです。4条だけをもって減免ができないというものではないと私は思うのですけれど

も、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

最初の私の答弁で5年間遡ってゼロ件だから規定は設けなくていいという意味で申し上げたわけではないので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

4条の改定も含めた中では、今後の課題としましてどういったことができるかというのは、庁内的にも検討はしていく必要はあるのかなとは考えております。これ、町民課窓口だけの問題ではなくなってくるので、庁内全体の中で、あと他の自治体の例なども参考にしながら、検討は進めていきたいとは考えてございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第11、議案第71号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第71号「厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

平成28年4月1日施行の国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、障がい者を理由とする差別の禁止は、行政機関等及び事業者ともに課せられており、障がい者に対する合理的配慮の提供は行政機関は義務とし、事業者は努力義務とされたところ。また、令和3年6月4日公布の改正法により令和6年4月1日からは、この事業者においても合理的配慮の提供は義務とされたところであります。

今般の条例改正は、障がい当事者団体から国等に対し、地方自治体の例規に障がいのある方の公的施設やサービスなどの利用を制限する規定が散見されとの指摘があった

ため、北海道は令和6年6月14日付で、各市町村に対し、条例等の規定に不合理な制限が設けられている場合は、法の趣旨に基づき必要な対応を講じることとする公立保育所等の設置条例・規則等における障害を理由とする不当な差別的取扱いに関する通知を发出したところで、当町においても、条例・規則等の確認をしたところ、厚岸町立保育所条例の規定中に、未改正の制限規定があったことから、この規定を削るため、本条例を制定するものであります。

続いて、改正の内容を議案書によりご説明いたします。

それでは、議案書31ページをご覧ください。

なお、参考として、別に配付している新旧対照表を併せてご覧願います。

入所制限に該当する者を定める第4条第2項の改正は、感染症など医師の指示に基づき数日間休所することはあるものの、障がい等を理由とする入所制限をすることはないため、この項を削るものであります。

次に、附則であります。

公布の日から施行するとするものであります。

なお、今回、改正が遅れた部分については、保育所の入所について影響はありませんでしたが、今後このようなことがないよう、日頃から例規の点検を徹底するよう努めてまいります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 決してしょっちゅうではないのですがけれども、時々このような事案が出てくるのです。条例の中に不都合な規定があることが発見された、あるいは条例そのものが現在と全く符合してないので削除する、廃止する。そういうことは私、何回もこの議会で経験しています。

今おっしゃったように、今後このようなことがないように。これは常套句ですよ、こういう場合でも、交通事故を起こしたときでも。全くそのとおりなのです。けれども、では今後このようなことがないようにと言って、点検を一層きちんと言いますと行いますが、今までもやってなかったわけではないのです。けれども出てくるのです。こういうものを防ぐために、何か特別のこういうやり方をしたらいいのではないかと、いうようなことについての考えがあるのでしょうか。お答えいただきたい。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ご質問者おっしゃられますとおり、例規の点検には担当課、総務課、気をつけて当たっているところではございますが、たびたび、結構たびたびというかなり頻度でこういう事例があって大変申し訳ございません。この防止策というか、例規の一つの改正があったときに行っていない箇所が出てきたのが今回のケースで

ございますけれども、こういったことをなくすためには、法改正があった時点で、現在その対策の一つとしては、総務課から法令に詳しい会社からの資料提供等によって、それを担当課にも回すと。なおかつ、さらにやっていかなければいけないというのは、これまでも一部やってきたことではあるのですが、改正があった場合に、検索システムというのが町でも入っておりますので、それを活用して、こういう例規にも変更が及ぶということをしっかりと周知をさらにやっていかなければならないと思っておりますので、この辺については、この場だから言うわけではないのですが、総務課ともちょっと話をしまして、既に一部やってはいるのですが、もうちょっとその部分を強化して間違いを防ぐように、改正漏れ等を防ぐような努力をしてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 それなりにやっているのだと思うのです。その上で言っているのですけれども、私はあまりコンピューターが詳しくないものですから、あまり素っ頓狂な話になってしまうと困るので踏み込んだ話はできないのですけれども、詳しい人ともこの事例があったものだから参考意見を聞いたのですが、まず厚岸町の例規は全部デジタル化していると思うのです。そうすると、全文検索できるわけです。そうすると、単語を指定して、全文検索すればいいわけです。例えば今回のような場合だったら、これに該当するような単語を全条例の中から洗い出せばいいわけでしょう、例規の中から。そうすると、その中には何ともないものもあるし、何ともあるものもあって、こういうのが引っかかってくる可能性もある。人手でもって1ページ1ページめくりながら、もうやっている時代ではないのではないかと。もちろんそれも大事です。最終的には人の判断ですから。そういうこともお考えになっていただきたい。

それから、もっと踏み込んで言うと、生成AIというのが、今、物すごい勢いでもって、その機能と業務範囲を広げているのです。そうすると、誰が考えても、どこの町でも、あるいは都道府県でも、国でも、古くからのいろいろな例規を持っているわけです。そうすると、その中にはちょっとこれ直しておかなければならないよなどというのを見過ごしていることは幾らでも考えられます。この需要は物すごく大きいと思う。そういうものに対応した、そういう生成AIというのですか、今の最先端の話、そういうようなものは相当に研究進んでいると見なければなりません。だって、需要が多いということは、それだけそういうものを作れば利益が上がるのですから。ですから、そういう業界というところに一番近いというと、厚岸町が今使える業者としては、厚岸町の例規、そういうものに関与している会社があるわけでしょう。そういうようなところと相談なされると、最新の情報は相当程度に手に入るのではないかという気もするのです。

そういうことを含めて、こういう問題のために職員がえらい汗かいて、なおかつ出てくるたびに、申し訳ありません、今後このようなことがないようにと原稿を読み上げなければならないような場面を少しでも減らすように、どうか一番いい方法を考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 貴重なご意見、ありがとうございます。今、厚岸町でも例規のデジタル化を委託しているところとはいろいろ相談をしながらやっております。ただ、今、うちが使っているものでは、まだそこまでの検索が、字句の検索はできます。ただ、例規によって元の法律等の古い言葉を使っているものとかもまだございまして、単純に単語だけではまだ全部拾い切れない現実もちょっと残っております。デジタル化の時代にあまりいい話ではないのですが、現実的にはまだそういった部分が残ってまして、ご質問者がおっしゃられる生成ＡＩの活用というのがこの分野でもっと進んでくると、そういったことが可能ではないかと思っております。それこそ、ご質問者、前におっしゃられていたＤＸ、仕事のやり方もデジタル技術を使った仕事のやり方の改革の一つではないかと考えているところでございまして、現在その部分についても、業務量調査等を行って、どのようなことが可能かということを行内のグループを作って取り組み始めたところでございます。先ほどのご提案をいただきまして、さらにこういった部分、厚岸町としても研究はしていきたいと思っておりますので、今すぐというわけにはいきませんが、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 休憩します。

再開は、午後１時といたします。

午前11時52分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

●議長（大野議員） 日程第12、議案第72号 厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提

案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第72号「厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例は、精神障がい者の医療費の一部を助成することで疾病の早期治療と社会復帰に寄与することを目的に、昭和54年に制定したものであります。

このたびの条例改正は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴う条例中の法の引用条項について規定の整備をするもので、平成26年4月1日に施行された、精神障がい者の地域生活への移行を促進するための精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の一部を改正する法律で保護者制度が廃止、第20条及び第21条の保護者の定義規定が削られ、これに代わって第33条第2項に家族等の定義規定が設けられたこと、また、令和5年4月1日に施行された、精神障がい者の権利擁護を図ることを明確化するとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正では、家族等の定義規定が第33条第2項から第5条第2項に改められるとともに、家族等の定義から、いわゆるDV加害者等を除く改正がなされたもので、今般、厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の規定を精査したところ、ただいま説明させていただいた、2度の法改正時において、条例中の法の引用条項等について、改正漏れが判明したため本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第72号説明資料、厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で行わせていただきますが、併せて議案第72号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますのでご参照願います。

第2条第3号は、この条例における精神障がい者の定義を定めていますが、規定中、引用している精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に第2項が加えられ、第5条第1項となったため、引用条項番号を変更するものであります。

第4号は、保護者の定義を定めていますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、保護者制度が廃止され、これに代りDV加害者等を除く家族等が第5条第2項に規定されたため、引用条項番号を変更するものと、「保護者のうち」を「家族等のうち」に改めるものであります。

議案書32ページにお戻り願います。

附則であります、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

なお、このたびの条例改正が遅れたことによる精神障害者医療費の助成に関する影響はありませんが、今後このようなことがないように、日頃から例規の点検を徹底するよう努めてまいります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第13、議案第73号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第73号「厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種については、予防接種法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行され、これまで接種費用の全額を公費で負担し行ってきた特例臨時接種が令和6年3月31日で終了し、令和6年度からは、個人の重症化予防を目的に、予防接種法第5条第1項の規定に基づきB類疾病のうち、市町村が行う定期接種に位置づけされたところであります。

この改正に伴い、厚岸町予防接種費用徴収条例においても、新型コロナウイルス感染症の定期接種を町が行う予防接種に位置づけするとともに、接種希望者から徴収する費用とその対象者について規定の整備をする必要が生じたことと、この改正を行うに当たり、条例中の規定を精査をしたところ、令和4年12月9日の予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行の際に、本条例で規定している引用条項番号を変更する必要があったものが未改正であることが判明したため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第73号説明資料、厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表で行わせていただきますが、併せて議案第73号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますのでご参照願います。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

この条例の目的を定めている第1条の改正は、予防接種法第5条の改正規定に基づき、町長が実施する予防接種に「新型コロナウイルス感染症の予防接種」を加えるものであります。

接種希望者から徴収する費用の一部の額を定める第3条の表の改正は、新型コロナウイルス感染症の項を追加し、その費用徴収額を国が示す新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る費用1万5,300円から、ワクチン接種機会確保のため今年度国が行う激変緩和措置補助金8,300円を除いて得た額7,000円の3割相当額2,100円を費用徴収額とするものであります。

予防接種の対象者を定める第5条の改正は、冒頭説明させていただいた過去の予防接種法施行令の改正に伴う引用条項番号の変更をするものと、予防接種の対象者に、予防接種法施行令第3条第1項の表、新型コロナウイルス感染症の項に規定する者を加えるものであります。

なお、この定期接種の対象者は、感染症の疾病負荷等を踏まえ、65歳以上の高齢者及び60歳から65歳未満の者については、季節性インフルエンザワクチン等における接種の対象者と同様とするとし、慢性高度な心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がい等を有する方を対象とし、接種スケジュールは、年1回、接種時期は10月から翌年3月の間に実施する予定であります。

また、今回、改正が遅れた部分については、事業への影響はありませんでしたが、今後このようなことがないように、日頃から例規の点検を徹底するよう努めてまいります。

議案書33ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和6年10月1日から施行するとするものでありますが、第5条の改正規定のうち「第1条の3第1項の表」を「第3条第1項の表」に改める部分については公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第14、議案第74号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第74号「厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容について、ご説明申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

議案第74号「厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布、このうち、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するための国民健康保険法の一部改正が令和6年12月2日から施行されることとなりました。

この改正は、現行の被保険者証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療等を受けられるよう資格確認書を書面または電磁的方法により提供することと、長期にわたる保険税滞納者に対し、納付を促す取組としてこれまで行われてきた療養費等の現物支給を償還払とする特別療養費支給をすることができる被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととするため、関係する規定の整理をするもので、これに伴い、厚岸町国民健康保険条例においても、規定を整理する必要性が生じたことから、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第74号説明資料、厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第74号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第10条は、被保険者の資格の取得及び喪失等に関する届出しない場合、もしくは虚偽の届出をした場合、保険料の滞納がある場合に被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合の罰則について定めていますが、法改正に伴い、規定中引用している項番号を変更するものと、罰則の対象から、保険料の滞納がある場合に被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合を除く規定の整理をするものであります。

議案書34ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行期日で、国民健康保険法の一部改正に合わせ、令和6年12月2日から施行するとするものであります。

第2項は経過措置で、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされている場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 令和6年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後2時48分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

- 議長（大野議員） 日程第15、議案第55号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算、議案第56号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第57号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第58号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第59号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を再び一括議題といたします。

本5件の審査については、令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

11番、杉田委員長。

- 委員長（杉田議員） 令和6年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第55号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算ほか4件の審査につきましては、本日、委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） はじめに、議案第55号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 次に、議案第56号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 次に、議案第57号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 次に、議案第58号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第59号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 本日の議事日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日12日を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、明日12日を休会にすることに決定しました。

以上、本日はこれにて散会いたします。

午後2時52分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 6 年 9 月 11 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員